

## 2. 路線、主路線・従路線の定義等

### 2. 1 路線・枝路線の定義

本標準でいう「路線」は、道路法および政令で指定され、又は条例に基づき認定されている起点から終点までの道路をいう。

「枝路線」は路線を、都道府県別及び現道旧道等のルート別等に区分したものをいう。また、枝路線の起点（終点）とは、枝路線の端点のうち路線の起点側（終点側）をいう。

#### [解説]

道路法における路線の定義は、政令で指定され又は条例に基づき認定されている起点から終点までの道路をいう。なお、高速自動車国道及び都市高速道路（首都高速道路、阪神高速道路、指定都市高速道路）は、これによらないことができるものとし、具体的には「4. 6（2）路線番号」を参照されたい。

しかし、道路法上同一路線であっても、道路や交通の実態が異なるため、以下の場合は、データの整理上、異なる路線として整理した方が扱いやすいと考えられる。

- ①現道に対する旧道及び新道（「4. 6（6）現道旧道区分」参照）
- ②上下線が大きく離れている上下線分離区間の上り線と下り線（「4. 6（11）区間種別」参照）
- ③同一路線の複断面区間の専用部と一般部（「4. 6（11）区間種別」参照）
- ④交通不能区間とそれ以外（「4. 6（11）区間種別」参照）
- ⑤循環路線とそれ以外（「4. 6（11）区間種別」参照）

また、データ管理上、都道府県別に路線を管理した方が扱いやすい。

したがって、本標準では、路線を都道府県別及び①～⑤の観点から区分したものを、「枝路線」として扱うこととする。

一方、以下のような道路は、交通調査基本区間の設定対象外とし、枝路線としても扱わない。

- ・ 副道等、アクセス交通を処理するための道路
- ・ ランプ、立体交差の側道等、枝路線と枝路線を接続する機能が中心の道路
- ・ 歩行者、自転車専用道路

## 2. 2 主路線・従路線の定義

主路線とは、道路法に基づく路線の起点から終点までの一連の枝路線（現道に限る。）から構成されるものをいう。

従路線とは、枝路線のうち、主路線を構成するもの以外をいう。

### [解説]

路線は全ての枝路線の集合体として捉えることができるものの、路線単位の集計や分析を行う場合、主路線（メインルート）と呼べるものを区分した方が理解しやすいことがある。したがって、本標準では、主路線と従路線とを区分して扱うこととする。

主路線は、道路法に基づく路線の起点から終点までの一連の枝路線（現道に限る。）から構成される。道路は現道、旧道、新道に区別（「4. 6（6）現道旧道区分」参照）され、現道がメインルートに相当する（図1-2①参照）。

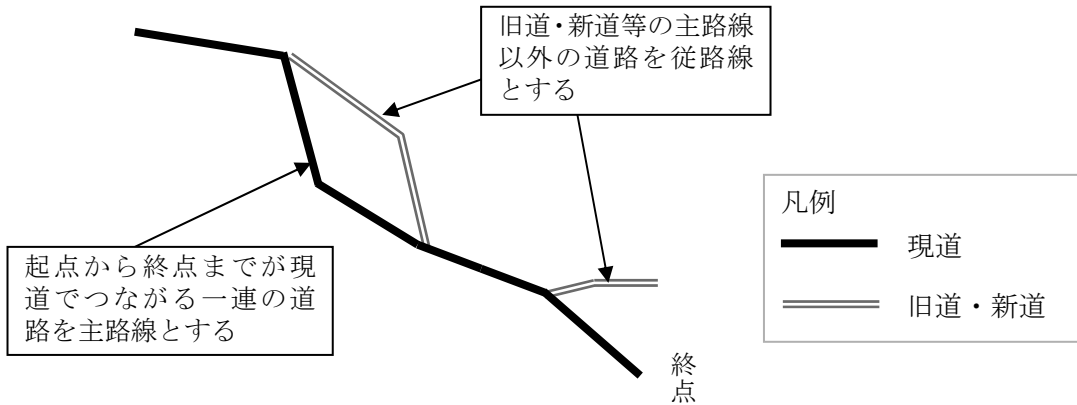
ルートの途中で、管理区分が異なる区間が存在しても、一連のルートである限り、一つの主路線として扱う。

ただし、ルートの途中で重用路線（「2. 4 重用路線の扱い」参照）がある場合には、重用路線は最上級の路線に属するため、それ以外の下級路線では主路線が不連続になり、順番号は20番おき（通常は10番おき、4. 2（4）1）④参照）となる（図1-2②参照）。また、主路線の途中に交通不能区間（「4. 6（11）区間種別」参照）が存在する場合、交通不能区間は別の枝路線として扱うため、その前後で順番号が20番おき（通常は10番おき、4. 2（4）1）④参照）となる（図1-2③参照）。

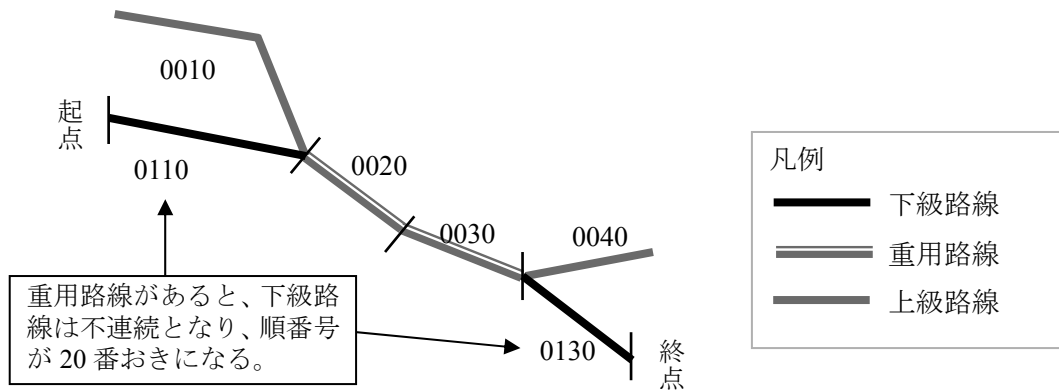
また、同一路線内で管理区分が異なるルート（たとえば、一般道路と有料道路）が並行している場合は、複数の現道が存在する（現道が枝分かれている）ことがある。その場合は、当該路線全体の主たる道路管理者が管理する枝路線（現道に限る。）を主路線に組みこむこととする（図1-2④参照）。

従路線とは、路線のうち主路線以外のものをいう。具体的には、新道旧道等並びに上下線分離路線の上り線、複断面路線等のうち主路線でないもの及び循環区間（「4. 6（11）区間種別」参照）等が該当する（図1-2⑤、⑥、⑦参照）。

① 主路線・従路線



② 2本の主路線（重用路線では、下級の主路線の区間が不連続で順番号が20番おき）



③ 主路線の順番号の特例（交通不能区間がある場合、その前後で順番号が20番おき）

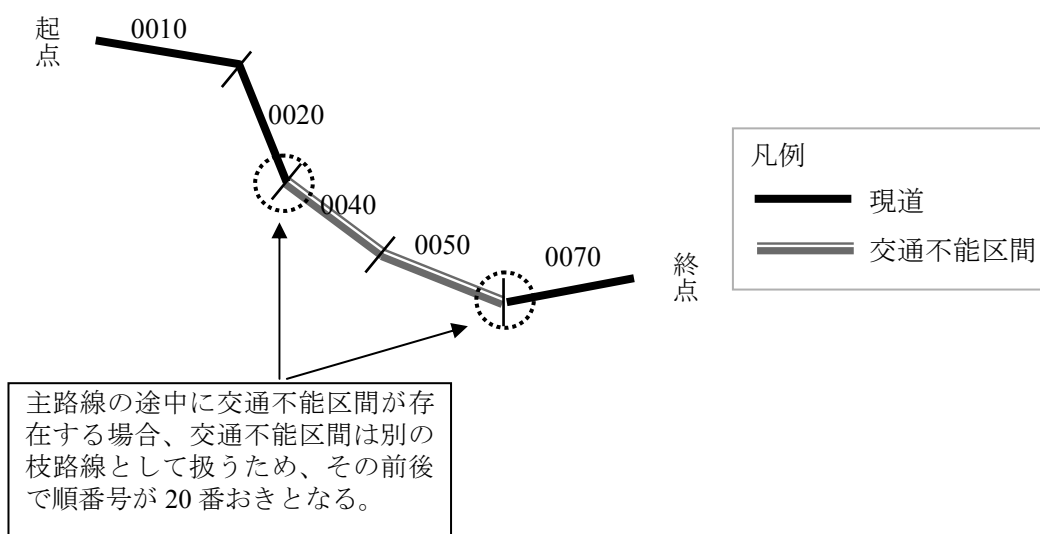
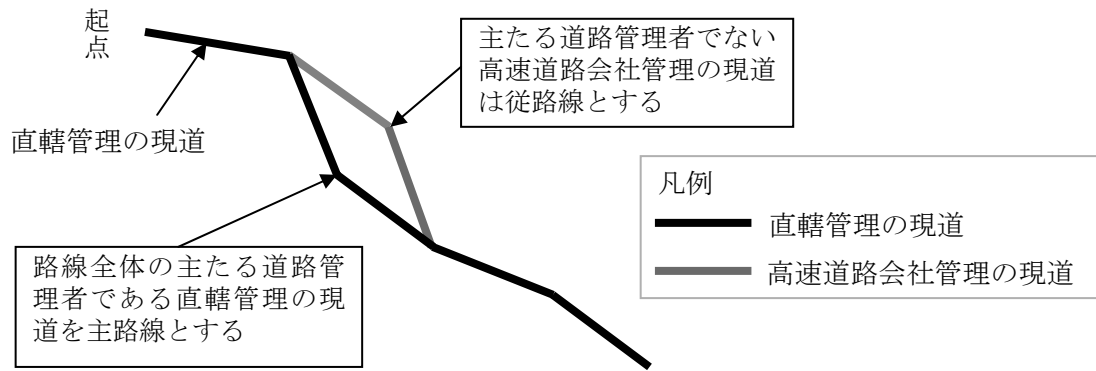
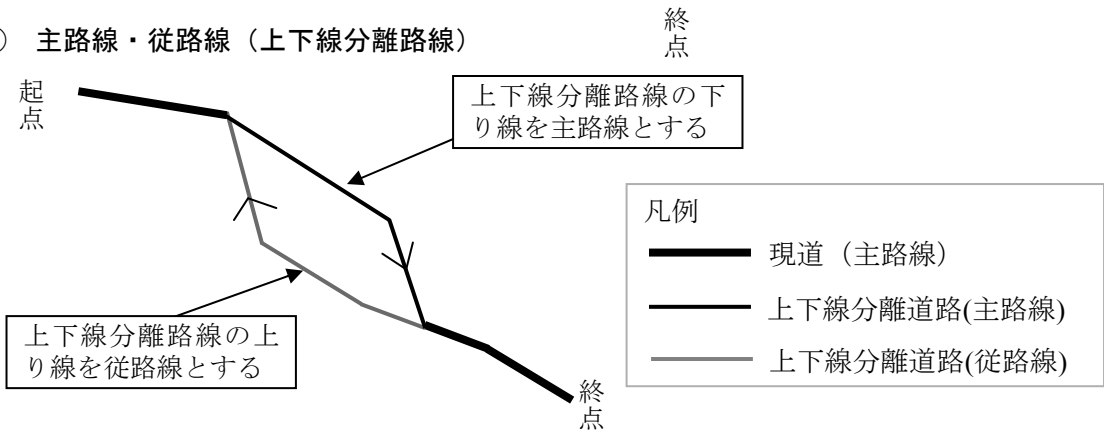


図1-2(1) 主路線・従路線の定義

④ 主路線・従路線（管理区分が異なる現道が枝分かれしている場合）



⑤ 主路線・従路線（上下線分離路線）



⑥ 主路線・従路線（複断面路線）

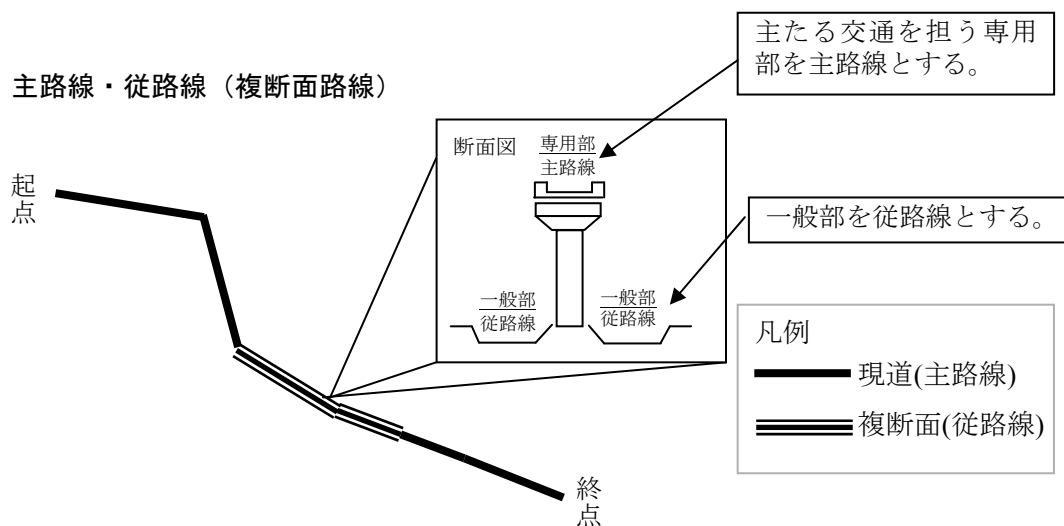


図 1-2 (2) 主路線・従路線の定義

### ⑦ 主路線・従路線（循環路線）

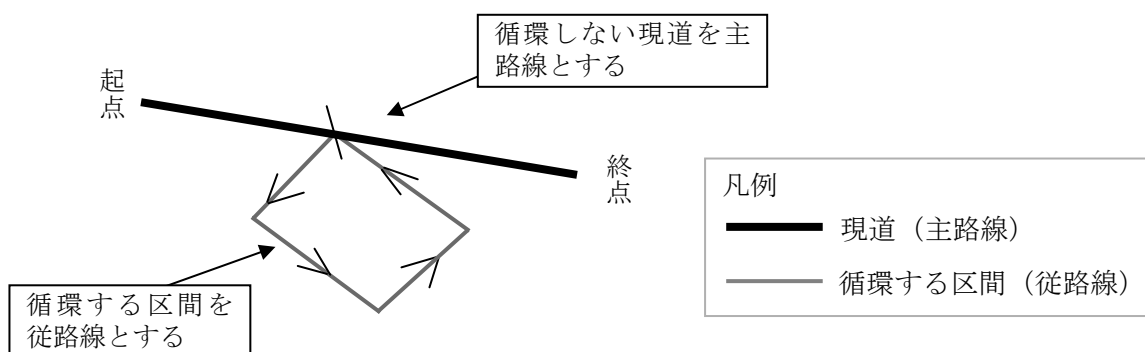


図 1 - 2 ( 3 ) 主路線・従路線の定義

## 2. 3 道路施設現況調査との整合性の確保

交通調査基本区間の路線別市町村別延長は、道路施設現況調査の調査結果と整合を図ることとする。

[解説]

道路施設現況調査は、道路法第 77 条第 1 項に基づき、全国における道路の現況を明らかにし、道路整備計画の立案、策定及び道路施設の管理に関する基礎資料を得ることを目的として、毎年度、実施され、その結果は「道路統計年報」等により国土交通省道路局から公表される。

交通調査基本区間の路線別市町村別延長と道路施設現況調査による延長との整合を図るため、4. 6 で示す「交通調査基本区間の属性情報」は、道路施設現況調査に準じた区分等になっている。

## 2. 4 重用路線の扱い

ある道路区間が複数の路線に該当する場合、道路施設現況調査における規則に準じ、最上級の路線にのみ属するものとして扱う。

[解説]

道路施設現況調査における規則に準じ、次のとおり扱う。

ある道路区間が複数の路線に該当する場合、道路法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定に従い、最上級の路線に属するものとする。

なお、同一道路種別が重用する場合、同条を準用し、路線番号の若い番号の路線に属するものとする。

また、一般国道（指定区間）と一般国道（指定区間外）が重複する場合は、当該重用区間は、一般国道（指定区間）に属するものとする。